

船橋航海当直警報装置（BNWAS）に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編及び安全設備規則

鋼船規則検査要領 H 編及び安全設備規則検査要領

改正事項

船橋航海当直警報装置（BNWAS）に関する事項

改正理由

居眠り等の当直航海士の行動障害による衝突や座礁等の海難事故を回避するため、IMO では、2006 年 5 月に開催された第 81 回海上安全委員会（MSC 81）より当直航海士の船橋での活動を監視する船橋航海当直警報装置（BNWAS*: Bridge Navigational Watch Alarm System）の搭載義務化が検討されていた。

その後、2009 年 6 月に開催された第 86 回海上安全委員会（MSC 86）において、BNWAS の導入のための SOLAS 条約第 V 章の改正が決議 MSC.282(86)として採択され、2011 年 7 月 1 日から順次適用していくこととなった。

今般、決議 MSC.282(86)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

船橋航海当直警報装置（BNWAS）の性能要件を規定した。

*) BNWAS とは、航海中の当直航海士の船橋活動を監視して、海難事故につながる当直航海士の居眠り等の行動障害の検知を目的としており、当直航海士の作業を監視して、当直航海士が職務を遂行できない場合、自動的に船長又は他の資格のある航海士に警報を発する装置である。